

令和5年度障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー（基礎編）

4. 事前の改善措置

解説：津田塾大学 学芸学部

教授 柴田 邦臣

【4. 事前的改善措置】

（1）用語解説

- 「事前的改善措置」
 - 合理的配慮を提供するために、事前に環境を整備すること
 - 具体例：施設のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービスや人的支援、情報アクセシビリティの向上など
 - Webサイトのアクセシビリティ向上などにも留意

「事前的改善措置」のポイント

- （1）：ハード面（物的）、（2）：ソフト面（人的）、（3）：理解醸成
- 根拠：障害者差別解消法 第五条

【4. 事前的改善措置】

(2) 事例解説

- 事例検討

- 「識字障害のある学生から、授業中のスライドの文字が読みにくい
ため、配慮をお願いしたいとの依頼を受けた。」

- 配慮案

1. 当該の学生に対して、スライドを印刷したものを配布する。

2. 授業スライドのフォントを、よりUDに配慮したものにする。

→ 「フォント・スライドの事前準備、そのための知識」

→ 「事前的改善措置」

【4. 事前的改善措置】

（2）事例解説

- 解説

- （1）：UD用フォントを用いたスライドなどのハード的な事前準備
- （2）：そのような知識（助言）やサポートが可能な人的な準備
- （3）：スライドの改善によって、授業全体をUD化させるという意識

- 「事前的改善措置」のメリット

- 教育内容・キャンパス全体のUD化をめざせる。
- 個別対応よりも、コストの適正化を図りやすい。

- 「事前的改善措置」にとっての課題

- 個別配慮や人的サポートを省略化するものではない。
- 事前の教職員やサポート人材の研修（FD・SD）が不可欠。